

令和6年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題

特別支援教育

1 / 7枚中

- 注意1 答はすべて解答用紙の解答欄に記入すること。
注意2 「障がい」の記載について、法令、学習指導要領、学習指導要領解説等からの引用によるものは、「障害」と表記した。
注意3 解答用紙への「障がい」の表記については、「障がい」、「障害」または「障碍」のいずれを記入してもよい。

第1問題 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(文部科学省 令和3年6月)に示されている知的障がいに関する記述である。後の間に答えよ。

①知的障害とは、一般に、アの子供と比べて、「認知や言語などにかかわるイ」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについてのウ」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。

(略)

問1 ア～ウにあてはまる語句を答えよ。

問2 下線部①について、次の文は発達の状態等を把握するに当たり、心理学的、教育的側面から把握することが必要な事項についての記述である。後の(1)、(2)に答えよ。

- a 身辺自立
食事、②排せつ、着替え、清潔行動（手洗い、歯磨き等）などの日常生活習慣行動について把握する。
- b エ
買い物、乗り物の利用、公共機関の利用などのライフスキルについて把握する。
- c オ
社会的ルールの理解、集団行動などの社会的行動や対人関係などの対人スキルについて把握する。
- d 学習技能
読字、書字、計算、推論などの力について把握する。
- e カ
協調運動、運動動作技能、持久力などについて把握する。
- f 意思の伝達能力と手段
言語の理解と表出の状況及びコミュニケーションの手段などについて把握する。

(1) エ～カにあてはまる語句をA～Eから選び、記号で答えよ。

A 運動機能 B 働業能力 C 社会性 D 社会生活能力 E 適応力

(2) 下線部②について、知的障がい特別支援学校の児童生徒に対して、排せつの自立を目指した指導を行う場合、該当児童生徒の排せつに関する実態を適切に把握しておくことが必要である。排せつに関する実態について、どのような情報を得ておくとよいか、具体的に二つ記せ。

問3 知的障がいのある子供の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられる。この特性を踏まえ、学習上どのように指導することが大切か、簡潔に二つ記せ。

第2問題 次の文は、「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版一」（日本語版）の一部抜粋である。後の間に答えよ。

ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) は、人間の生活機能と障害の分類法として、
 年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択された。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方を中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるよう視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことである。
 (略)

問1 にあてはまる西暦を答えよ。

問2 図1は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（平成30年3月）に記載されているICFの構成要素間の相互作用の概念図である。後の（1）、（2）に答えよ。

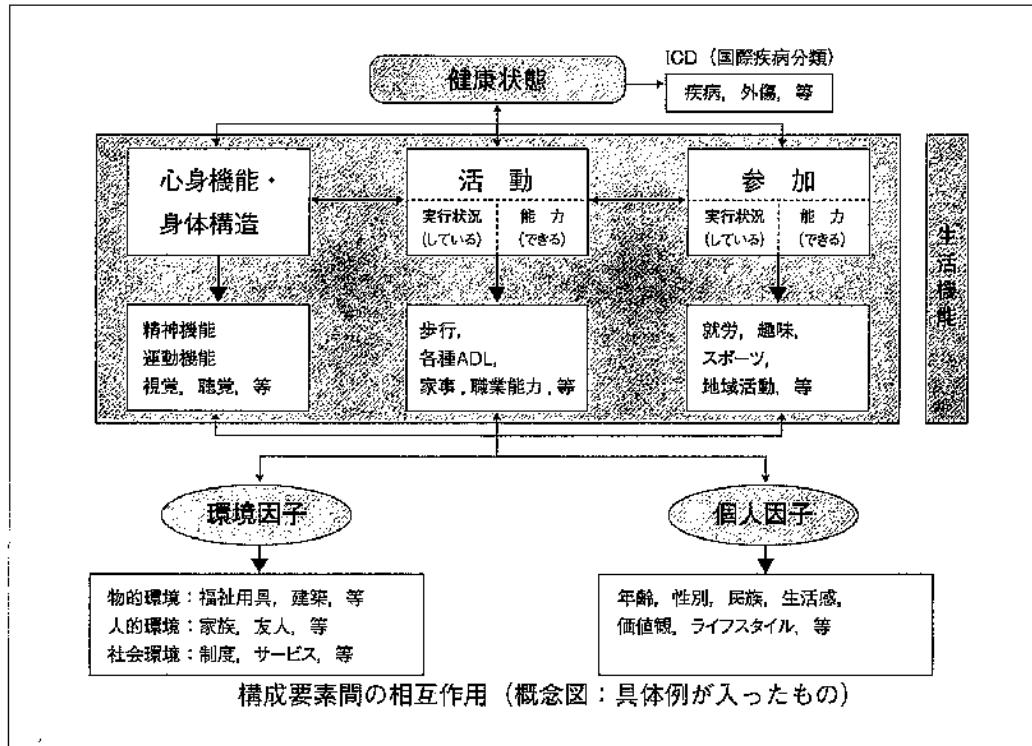


図1

(1) ICFでは、どのような状態を障がいと捉えているか、図1の語句を用いて簡潔に記せ。

(2) 次の事例について、図1を用いて整理したとき、□イ～□キにあてはまるものを後のA～Fから選び、記号で答えよ。

【事例】

脳性麻痺があり、歩行が困難なため車いすを使用している児童が、学校の2階へ移動して授業に参加することが難しい状態。

- | | |
|--------------|----|
| ・健 康 状 態 : | □イ |
| ・心身機能・身体構造 : | □ウ |
| ・活 動 : | □エ |
| ・参 加 : | □オ |
| ・環 境 因 子 : | □カ |
| ・個 人 因 子 : | □キ |

- A 授業への参加が制限される B 脳性麻痺
C エレベーターが設置されていない D 下肢の麻痺
E 内気な性格 助けを求められない F 階段を使った移動が制限される

第3問題 次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要」（文部科学省）の一部抜粋である。後の間に答えよ。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と□アを見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、□イで柔軟な仕組みを整備することが重要である。
小・中学校における通常の学級、□ウによる指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「□イな学びの場」を用意することが必要である。

問1 □ア～□ウにあてはまる語句を答えよ。

問2 下線部について、対象となる障がい種は、知的障がい、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいの他、何があるか、二つ答えよ。

問3 自閉症・情緒障がい特別支援学級は、心理的な要因による不登校の児童生徒も対象に含まれ、授業の空白期間により、学習の遅れや学習意欲の減退などの課題を抱えることもある。このような児童生徒に対して、学習内容が理解でき、達成感が得られ、学習リズムをつくるために、どのような学習面での対応の工夫や配慮があるか、具体的に二つ記せ。

第4問題 次の事例について、後の間に答えよ。**【事例】**

- ・令和5年4月に教師Aは、児童Bの担任をすることになった。
- ・児童Bは、①瞼光部の皮膚に、しみがたくさん生じ、皮膚が乾燥し、皮膚がんが普通の人の数千倍多く生じる病気があり、
②病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部第1学年として入学した。
- ・教師Aは、児童Bの③個別の教育支援計画を作成するために、校内の関係者と協議を始めた。

問1 下線部①について、この疾患はアルファベットでXPと称するが、この疾患の正式名称は何か、日本語で答えよ。

問2 下線部②について、次の文は、学校教育法施行令（第22条の3）の一部抜粋で、特別支援学校（病弱）の対象となる障がいの程度を示したものである。□ア、□イにあてはまる語句を答えよ。

一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、□ア その他の疾患の状態が継続して□イ 又は生活規制を必要とする程度のもの

問3 下線部③について、小学部の教育において、この計画の作成にあたって配慮すべき事項は何か、具体的に記せ。

第5問題 次の文は、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（令和5年3月30日文部科学省）の一部抜粋である。後の間に答えよ。

（略）

第2 指導要録上の取扱い等

小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずにICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

（略）

第3 留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する□ア 等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「障害のある子供への教育支援の手引」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ□イ の欠席という定義を一つの参考としつつ、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。

（略）

問1 □ア、□イにあてはまる語句を答えよ。

問2 病院や自宅等で療養中の病気療養児への支援について、次の(1)、(2)に答えよ。

(1) 小・中学校等に在籍する児童生徒で、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対してICT等を活用した学習活動を行う場合の説明として正しいものをA～Dから二つ選び、記号で答えよ。

- A オンデマンド型授業配信を行うにあたっては、同時双方向型授業配信を実施することが原則であることに留意すること。
- B 病気療養児及び保護者の希望があれば、オンデマンド型の授業を実施しなくてはならない。
- C ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピューターやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動のことを目指す。
- D ICT等を活用した学習活動の状況や生活の状況を把握するため、教師は必ず病気療養児を訪問しなければならない。

(2) 病院や自宅等で療養中の病気療養児への学習支援として、ICT等を活用した同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行うことで、どのような効果があるか、簡潔に二つ記せ。

第6問題 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（平成30年3月告示）「第7章 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い」の一部である。後の間に答えよ。

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、①第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、②具体的に指導内容を設定するものとする。

問1 下線部①について、「第2に示す内容」に示されている項目は、次の六つの区分に分類される。ア～エにあてはまる語句を答えよ。

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 <input type="text"/> アの保持 | 2 心理的な安定 | 3 <input type="text"/> イの形成 |
| 4 <input type="text"/> ウの把握 | 5 <input type="text"/> エの動き | 6 コミュニケーション |

問2 下線部②について、次の事例の児童への自立活動の指導において、児童が状況の変化を理解して、適切に対応することを指導目標とするとき、当該児童に見られる障がいの特性と、その特性に対しての具体的な支援内容を一つ記せ。

【事例】

特別支援学校小学部第6学年で自閉症のある児童Aは、日々の日課と異なる学校行事がある時に予定の変更に対応することができず、混乱したり不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなることがある。

第7問題 合理的配慮について、次の間に答えよ。

問1 次の文は、2006年12月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示されている合理的配慮に関する記述である。〔ア〕～〔ウ〕にあてはまる語句をA～Fから選び、記号で答えよ。

第二条 定義

(略)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との〔ア〕を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な〔イ〕であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の〔ウ〕を課さないものをいう。

(略)

- A 公平 B 方策 C 変更及び調整 D 負担 E 平等 F 基礎的環境整備

問2 表1は、A～Cの幼児児童生徒について、障がい種と実態を示したものである。それぞれの幼児児童生徒に対して提供することが考えられる合理的配慮について、一つ記せ。

表1

	障がい種	実態
A	注意欠陥多動性障害	活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多い。
B	学習障害	文字の判別や、文章の読み解きが著しく困難である。
C	聴覚障害	授業中に教員の指示が聞こえにくい。

問3 合理的配慮に関する説明として誤っているものをA～Dから二つ選び、記号で答えよ。

- A 合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。
 B 合理的配慮の決定後は、幼児児童生徒が学校を卒業（園）するまでその合理的配慮を変更することなく、継続することが望ましい。
 C 障害者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれていない。
 D 合理的配慮の充実を図るうえで、基礎的環境整備の充実は欠かせない。

第8問題 次の（1）～（5）が説明している事柄または用語を答えよ。

- （1）文字や絵などをテレビカメラでとらえ、テレビ映像として50倍程度まで自由に拡大して映し出す機器。
- （2）自分で話したい事柄が明確にあるのにもかかわらず、また構音器官のまひ等がないにもかかわらず、話そうとするときに、同じ音の繰り返しや、引き伸ばし、声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態。
- （3）インスリンという胰臓から分泌されるホルモンの不足のため、ブドウ糖をカロリーとして細胞内に取り込むことのできない代謝異常。
- （4）障害者手帳の3種類のうち、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のほか、残る手帳の名称。
- （5）聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生儿を対象として実施される検査。